

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
三重県	四日市市	子ども	81	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者 *所得制限あり (生活保護受給者は対象外)	なし	なし	対象外	四日市市内の医療機関等	平成30年 4月診療分
	名張市	子ども	81	6歳に達する日以降の最初の3月31日まで *所得制限あり (生活保護受給者は対象外)	なし	なし	対象外	伊賀市及び名張市内の医療機関等	
		一人親家庭等	82	母子、父子家庭及び父母のいない児童(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) *所得制限あり (生活保護受給者は対象外)	なし	なし	対象外	伊賀市及び名張市内の医療機関等	
	川越町	子ども	81	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者 *所得制限なし (生活保護受給者は対象外)	なし	なし	食事標準負担額を助成	四日市市、桑名市、川越町、朝日町、木曽岬町及び菰野町の医療機関等	
		障がい者	80	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者 *所得制限なし (生活保護受給者は対象外)	なし	なし	食事標準負担額を助成	四日市市、桑名市、川越町、朝日町、木曽岬町及び菰野町の医療機関等	
		一人親家庭等	82	母子、父子家庭及び父母のいない児童(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) *所得制限なし (生活保護受給者は対象外)	なし	なし	食事標準負担額を助成	四日市市、桑名市、川越町、朝日町、木曽岬町及び菰野町の医療機関等	
	伊賀市	子ども	81	6歳に達する日以降の最初の3月31日まで *所得制限なし (生活保護受給者は対象外)	なし	なし	対象外	伊賀市及び名張市内の医療機関等	
		一人親家庭等	82	母子、父子家庭及び父母のいない児童(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) *所得制限あり (生活保護受給者は対象外)	なし	なし	対象外	伊賀市及び名張市内の医療機関等	

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
三重県	津市	障がい者	80	小学校就学前までの者 ・身体障害者手帳1級～3級 ・療育手帳A、B1 ・IQ50以下 ・精神障害者保健福祉手帳1級、2級（通院のみ、2級は半額助成） *所得制限あり （生活保護受給者は対象外）	なし	なし	対象外	市内の 医療機関等	平成30年 9月診療分
		子ども	81	小学校就学前までの者 *所得制限あり （生活保護受給者は対象外）	なし	なし	対象外		
		一人親家庭等	82	小学校就学前までの者 ・父母が婚姻を解消した ・父または母が死亡した ・父または母に重度の障がい（国民年金の障害等級1級程度）がある ・父または母の生死が明らかでない ・父または母から1年以上遺棄されている ・父または母が1年以上拘禁されている ・母が婚姻によらないで懐胎した ・父または母が配偶者からの暴力（DV）被害で避難している *所得制限あり （生活保護受給者は対象外）	なし	なし	対象外		
	亀山市	障がい者	80	小学校就学前までの者 ・身体障害者手帳1級～4級 ・療育手帳A、B1 ・IQ50以下 ・精神障害者保健福祉手帳1級（通院のみ） *所得制限なし （生活保護受給者は対象外）	なし	なし	食事標準 負担額を助成 ※ただし、住民税非 課税世帯で標準負 担額減額認定証を 提示した場合のみ	市内の 医療機関等	
		子ども	81	小学校就学前までの者 *所得制限なし （生活保護受給者は対象外）	なし	なし	食事標準 負担額を助成 ※ただし、住民税非 課税世帯で標準負 担額減額認定証を 提示した場合のみ		
		一人親家庭等	82	小学校就学前までの者 ・母子家庭又は父子家庭の児童 ・父母のいない児童 *所得制限あり （生活保護受給者は対象外）	なし	なし	食事標準 負担額を助成 ※ただし、住民税非 課税世帯で標準負 担額減額認定証を 提示した場合のみ		
	鳥羽市	障がい者	80	小学校就学前までの者 ・身体障害者手帳1級～3級 ・療育手帳A、B1 ・IQ50以下 ・精神障害者保健福祉手帳1級、2級（通院のみ、2級は半額助成） *所得制限あり （生活保護受給者は対象外）	なし	なし	対象外	鳥羽市、志摩市、伊 勢市、玉城町、度会 町、大紀町及び南伊 勢町の医療機関等	
		子ども	81	小学校就学前までの者 *所得制限なし （生活保護受給者は対象外）	なし	なし	対象外		
		一人親家庭等	82	小学校就学前までの者 ・母子家庭又は父子家庭の児童 ・父母のいない児童 *所得制限あり （生活保護受給者は対象外）	なし	なし	対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
三重県	志摩市	障がい者	80	小学校就学前までの者 ・身体障害者手帳1級～3級 ・療育手帳A、B1 ・IQ50以下 ・精神障害者保健福祉手帳1級、2級(通院のみ) *所得制限あり (生活保護受給者は対象外)	なし	なし	対象外	鳥羽市、志摩市、伊勢市、玉城町、度会町、大紀町及び南伊勢町の医療機関等	平成30年 9月診療分
		子ども	81	小学校就学前までの者 *所得制限あり (生活保護受給者は対象外)	なし	なし	対象外		
		一人親家庭等	82	小学校就学前までの者 ・母子家庭又は父子家庭の児童 ・父母のいない児童 *所得制限あり (生活保護受給者は対象外)	なし	なし	対象外		
	伊勢市	障がい者	80	小学校就学前までの者 ・身体障害者手帳1級～4級 ・IQ50以下 ・療育手帳A、B1 ・精神障害者保健福祉手帳1級(通院のみ) *所得制限あり (生活保護受給者は対象外)	なし	なし	対象外	鳥羽市、志摩市、伊勢市、玉城町、度会町、大紀町及び南伊勢町の医療機関等	
		子ども	81	小学校就学前までの者 *所得制限あり (生活保護受給者は対象外)	なし	なし	対象外		
		一人親家庭等	82	小学校就学前までの者 ・母子家庭又は父子家庭の児童 ・父母のいない児童 *所得制限あり (生活保護受給者は対象外)	なし	なし	対象外		
	玉城町	障がい者	80	小学校就学前までの者 ・身体障害者手帳1級～4級 ・療育手帳A、B1 ・IQ50以下 ・精神障害者保健福祉手帳1級(通院のみ) *所得制限あり (生活保護受給者は対象外)	なし	なし	対象外	鳥羽市、志摩市、伊勢市、玉城町、度会町、大紀町及び南伊勢町の医療機関等	
		子ども	81	小学校就学前までの者 *所得制限なし (生活保護受給者は対象外)	なし	なし	対象外		
		一人親家庭等	82	小学校就学前までの者 ・母子家庭又は父子家庭の児童 ・父母のいない児童 *所得制限なし (生活保護受給者は対象外)	なし	なし	対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
三重県	度会町	障がい者	80	小学校就学前までの者 ・身体障害者手帳1級～4級 ・療育手帳A、B1 ・IQ50以下 ・精神障害者保健福祉手帳1級(通院のみ) *所得制限あり (生活保護受給者は対象外)	なし	なし	対象外	鳥羽市、志摩市、伊勢市、玉城町、度会町、大紀町及び南伊勢町の医療機関等	平成30年 9月診療分
		子ども	81	小学校就学前までの者 *所得制限あり (生活保護受給者は対象外)	なし	なし	対象外		
		一人親家庭等	82	小学校就学前までの者 ・母子家庭又は父子家庭の児童 ・父母のいない児童 *所得制限あり (生活保護受給者は対象外)	なし	なし	対象外		
	大紀町	障がい者	80	小学校就学前までの者 ・身体障害者手帳1級～4級 ・療育手帳A、B1 ・IQ50以下 ・精神障害者保健福祉手帳1級(通院のみ) *所得制限あり (生活保護受給者は対象外)	なし	なし	食事標準 負担額を助成 ※ただし、限度額適用・標準負担額減額認定証の提示により標準負担額が減額されている者に限る	鳥羽市、志摩市、伊勢市、玉城町、度会町、大紀町及び南伊勢町の医療機関等	
		子ども	81	小学校就学前までの者 *所得制限なし (生活保護受給者は対象外)	なし	なし	食事標準 負担額を助成 ※ただし、限度額適用・標準負担額減額認定証の提示により標準負担額が減額されている者に限る		
		一人親家庭等	82	小学校就学前までの者 ・母子家庭又は父子家庭の児童 ・父母のいない児童 *所得制限あり (生活保護受給者は対象外)	なし	なし	食事標準 負担額を助成 ※ただし、限度額適用・標準負担額減額認定証の提示により標準負担額が減額されている者に限る		
	南伊勢町	障がい者	80	小学校就学前までの者 ・身体障害者手帳1級～3級 ・IQ70以下 ・精神障害者保健福祉手帳1級 *所得制限なし (生活保護受給者は対象外)	なし	なし	対象外	鳥羽市、志摩市、伊勢市、玉城町、度会町、大紀町及び南伊勢町の医療機関等	
		子ども	81	小学校就学前までの者 *所得制限なし (生活保護受給者は対象外)	なし	なし	対象外		
		一人親家庭等	82	小学校就学前までの者 ・母子家庭又は父子家庭の児童 ・父母のいない児童 ・一人親家庭等の母又は父に養育されている児童 *所得制限なし (生活保護受給者は対象外)	なし	なし	対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
三重県	朝日町	障がい者	80	小学校就学前までの者 ・身体障害者手帳1級～4級 ・IQ50以下 ・療育手帳A、B1 ・精神障害者保健福祉手帳1級(通院のみ) *所得制限あり (生活保護受給者は対象外)	なし	なし	対象外	四日市市、桑名市、川越町、朝日町、木曽岬町及び菰野町の医療機関等	平成30年9月診療分
		子ども	81	小学校就学前までの者 *所得制限なし (生活保護受給者は対象外)	なし	なし	対象外		
		一人親家庭等	82	小学校就学前までの者 ・母子家庭又は父子家庭の児童 ・父母のいない児童 *所得制限あり (生活保護受給者は対象外)	なし	なし	対象外		
	桑名市	障がい者	80	未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) ・身体障害者手帳1級～4級 ・療育手帳A及びB1(IQ50以下) ・精神障害者保健福祉手帳1級、2級 *所得制限あり (生活保護を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和元年9月診療分
		子ども	81	未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) *所得制限あり (生活保護を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
		一人親家庭等	82	未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) ・母子家庭又は父子家庭の児童 ・父母のいない児童 *所得制限あり (生活保護を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
	鈴鹿市	障がい者	80	未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) ・身体障害者手帳1級～3級 ・療育手帳A及びB1 ・精神障害者保健福祉手帳1級(通院のみ) *所得制限あり (生活保護を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
		子ども	81	未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) *所得制限あり (生活保護を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
		一人親家庭等	82	未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) ・母子家庭又は父子家庭の児童 ・父母のいない児童 *所得制限あり (生活保護を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
三重県	尾鷲市	子ども	81	未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) *所得制限あり (生活保護を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和元年 9月診療分
		一人親家庭等	82	未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) ・母子家庭又は父子家庭の児童 ・父母のいない児童 *所得制限あり (生活保護を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
	熊野市	障がい者	80	未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) ・身体障害者手帳1級～3級 ・IQ35以下又は療育手帳A ・身体障害者手帳4級(IQ50以下)、または療育手帳B1 ・精神障害者保健福祉手帳1級(通院のみ) *所得制限あり (生活保護を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等 (訪問看護ステーション除く)	
		子ども	81	未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) *所得制限あり (生活保護を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等 (訪問看護ステーション除く)	
		一人親家庭等	82	未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) ・母子家庭又は父子家庭の児童 ・父母のいない児童 *所得制限あり (生活保護を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等 (訪問看護ステーション除く)	
	いなべ市	障がい者	80	未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) ・身体障害者手帳1級～4級 ・療育手帳A及びB1又はIQ50以下 ・精神障害者保健福祉手帳1級(通院のみ) *所得制限あり (生活保護を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
		子ども	81	未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) *所得制限あり (生活保護を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
		一人親家庭等	82	未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) ・母子家庭又は父子家庭の児童 ・父母のいない児童 *所得制限あり (生活保護を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
三重県	木曽岬町	障がい者	80	未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) ・身体障害者手帳1級～4級 ・療育手帳A、B1、B2(IQ70以下) ・精神障害者保健福祉手帳1級(通院のみ) *所得制限あり (生活保護を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和元年 9月診療分
		子ども	81	未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) *所得制限あり (生活保護を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
		一人親家庭等	82	未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) ・母子家庭又は父子家庭の児童 ・父母のいない児童 *所得制限あり (生活保護を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
	東員町	障がい者	80	未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) ・身体障害者手帳1級～4級 ・療育手帳A、BもしくはIQ70以下 ・精神障がい者保健福祉手帳1級(通院のみ) *所得制限あり (生活保護を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
		子ども	81	未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) *所得制限あり (生活保護を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
		一人親家庭等	82	未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) ・母子家庭又は父子家庭の児童 ・父母のいない児童 *所得制限あり (生活保護を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
	菰野町	障がい者	80	未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) ・身体障害者手帳1級～4級 ・療育手帳A、B1又はIQ50以下 ・精神障害者保健福祉手帳1級(通院のみ) *所得制限あり (生活保護を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
		子ども	81	未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) *所得制限あり (生活保護を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
		一人親家庭等	82	未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) ・一人親家庭の児童 ・父母のいない児童 *所得制限あり (生活保護を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
三重県	多気町	障がい者	80	未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) ・身体障害者手帳1級～5級 ・IQ70以下 ・精神障害者保健福祉手帳1級(通院のみ) *所得制限あり (生活保護を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和元年 9月診療分
		子ども	81	未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) *所得制限なし (生活保護を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
		一人親家庭等	82	未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) ・母子家庭又は父子家庭の児童 ・父母のいない児童 *所得制限あり (生活保護を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
	明和町	障がい者	80	未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) ・身体障害者手帳1級～4級 ・療育手帳A、B1、B2(IQ70以下) ・精神障害者保健福祉手帳1級(通院のみ) *所得制限あり (生活保護を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
		子ども	81	未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) *所得制限あり (生活保護を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
		一人親家庭等	82	未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) ・母子家庭又は父子家庭の児童 ・父母のいない児童 *所得制限あり (生活保護を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
	大台町	障がい者	80	未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) ・身体障害者手帳1級～4級 ・IQ50以下 ・療育手帳A、B1 ・精神障害者保健福祉手帳1級(通院のみ) *所得制限あり (生活保護を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
		子ども	81	未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) *所得制限あり (生活保護を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
		一人親家庭等	82	未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) ・母子家庭又は父子家庭の児童 ・父母のいない児童 *所得制限あり (生活保護を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
三重県	紀北町	障がい者	80	未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) ・身体障害者手帳1級～3級 ・IQ35以下又は療育手帳A ・身体障害者手帳4級でIQ50以下又は療育手帳B1 ・精神障害者保健福祉手帳1級(通院のみ) *所得制限あり (生活保護を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和元年 9月診療分
		子ども	81	未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) *所得制限あり (生活保護を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
		一人親家庭等	82	未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) ・母子家庭又は父子家庭の児童 ・父母のいない児童 *所得制限あり (生活保護を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
	御浜町	障がい者	80	未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) ・身体障害者手帳1級～3級 ・IQ50以下 ・療育手帳A、B1 ・精神障害者保健福祉手帳1級(通院のみ) *所得制限あり (生活保護を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等 (訪問看護ステーション除く)	
		子ども	81	未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) *所得制限あり (生活保護を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等 (訪問看護ステーション除く)	
		一人親家庭等	82	未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) ・母子家庭又は父子家庭の児童 ・父母のいない児童 *所得制限あり (生活保護を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等 (訪問看護ステーション除く)	
	紀宝町	障がい者	80	未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) ・身体障害者手帳1級～3級 ・IQ50以下 ・精神障害者保健福祉手帳1級(通院のみ) *所得制限なし (生活保護を受けている者は対象外)	なし	なし	対象	県内及び和歌山県新宮市内の医療機関等 (訪問看護ステーション除く) ※新宮市内は被用者保険分のみ対象	
		子ども	81	・未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) *所得制限なし (生活保護を受けている者は対象外)	なし	なし	対象	県内及び和歌山県新宮市内の医療機関等 (訪問看護ステーション除く) ※新宮市内は被用者保険分のみ対象	
		一人親家庭等	82	未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) ・母子家庭又は父子家庭の児童 ・父母のいない児童 *所得制限なし (生活保護を受けている者は対象外)	なし	なし	対象	県内及び和歌山県新宮市内の医療機関等 (訪問看護ステーション除く) ※新宮市内は被用者保険分のみ対象	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
三重県	四日市市（＊）	子ども	81	平成30年4月診療分から受託している子ども医療について、対象医療機関等を拡大（四日市市内→県内） 未就学児（6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者） *所得制限あり （生活保護受給者は対象外）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和元年 9月診療分
	伊賀市（＊）	子ども	81	平成30年4月診療分から受託している子ども医療について、対象医療機関等を拡大（伊賀市及び名張市内→県内） 未就学児（6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者） *所得制限なし （生活保護受給者は対象外）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
		一人親家庭等	82	平成30年4月診療分から受託している一人親家庭等医療について、対象医療機関等を拡大（伊賀市及び名張市内→県内） 未就学児（6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者） ・母子家庭又は父子家庭の児童 ・父母のいない児童 *所得制限あり （生活保護受給者は対象外）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
	名張市（＊）	子ども	81	平成30年4月診療分から受託している子ども医療について、対象医療機関等を拡大（伊賀市及び名張市内→県内） 未就学児（6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者） *所得制限あり （生活保護受給者は対象外）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
		一人親家庭等	82	平成30年4月診療分から受託している一人親家庭等医療について、対象医療機関等を拡大（伊賀市及び名張市内→県内） 未就学児（6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者） ・母子家庭又は父子家庭の児童 ・父母のいない児童 *所得制限あり （生活保護受給者は対象外）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
	川越町（＊）	障がい者	80	平成30年4月診療分から受託している障がい者医療について、対象医療機関等を拡大（四日市市、桑名市、川越町、朝日町、木曾岬町及び菰野町→県内） 未就学児（6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者） ・身体障害者手帳1級～4級 ・療育手帳A、B1 ・精神障害者保健福祉手帳1級（通院のみ） *所得制限なし （生活保護受給者は対象外）	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	
		子ども	81	平成30年4月診療分から受託している子ども医療について、対象医療機関等を拡大（四日市市、桑名市、川越町、朝日町、木曾岬町及び菰野町→県内） 未就学児（6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者） *所得制限なし （生活保護受給者は対象外）	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	
		一人親家庭等	82	平成30年4月診療分から受託している一人親家庭等医療について、対象医療機関等を拡大（四日市市、桑名市、川越町、朝日町、木曾岬町及び菰野町→県内） 未就学児（6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者） ・母子家庭又は父子家庭の児童 ・父母のいない児童 *所得制限なし （生活保護受給者は対象外）	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	
	亀山市（＊）	障がい者	80	平成30年9月診療分から受託している障がい者医療について、食事療養費を変更し、対象医療機関等を拡大（食事標準負担額を助成→対象外）（市内→県内） 未就学児（6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者） ・身体障害者手帳1級～4級 ・療育手帳A、B1 ・IQ50以下 ・精神障害者保健福祉手帳1級（通院のみ） *所得制限なし （生活保護受給者は対象外）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
三重県	亀山市（＊）	子ども	81	平成30年9月診療分から受託している子ども医療について、食事療養費を変更し、対象医療機関等を拡大（食事標準負担額を助成→対象外）（市内→県内） 未就学児（6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者） *所得制限なし （生活保護受給者は対象外）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和元年9月診療分
		一人親家庭等	82	平成30年9月診療分から受託している一人親家庭等医療について、食事療養費を変更し、対象医療機関等を拡大（食事標準負担額を助成→対象外）（市内→県内） 未就学児（6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者） ・一人親家庭の児童 ・父母のいない児童 *所得制限あり （生活保護受給者は対象外）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
	津市（＊）	障がい者	80	平成30年9月診療分から受託している障がい者医療について、対象医療機関等を拡大（市内→県内） 未就学児（6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者） ・身体障害者手帳1級～3級 ・療育手帳A、BⅠ ・IQ50以下 ・精神障害者保健福祉手帳1級、2級 *所得制限あり （生活保護受給者は対象外）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
		子ども	81	平成30年9月診療分から受託している子ども医療について、対象医療機関等を拡大（市内→県内） 未就学児（6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者） *所得制限あり （生活保護受給者は対象外）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
		一人親家庭等	82	平成30年9月診療分から受託している一人親家庭等医療について、対象医療機関等を拡大（市内→県内） 未就学児（6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者） ・父母が婚姻を解消した ・父または母が死亡した ・父または母に重度の障がい（国民年金の障害等級1級程度）がある ・父または母の生死が明らかでない ・父または母から1年以上遺棄されている ・父または母が1年以上拘禁されている ・母が婚姻によらないで懐胎した ・父または母が配偶者からの暴力（DV）被害で避難している *所得制限あり （生活保護受給者は対象外）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
	伊勢市（＊）	障がい者	80	平成30年9月診療分から受託している障がい者医療について、対象医療機関等を拡大（鳥羽市、志摩市、伊勢市、玉城町、度会町、大紀町及び南伊勢町→県内） 未就学児（6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者） ・身体障害者手帳1級～4級 ・IQ50以下 ・療育手帳A、BⅠ ・精神障害者保健福祉手帳1級（通院のみ） *所得制限あり （生活保護受給者は対象外）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
		子ども	81	平成30年9月診療分から受託している子ども医療について、対象医療機関等を拡大（鳥羽市、志摩市、伊勢市、玉城町、度会町、大紀町及び南伊勢町→県内） 未就学児（6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者） *所得制限あり （生活保護受給者は対象外）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
		一人親家庭等	82	平成30年9月診療分から受託している一人親家庭等医療について、対象医療機関等を拡大（鳥羽市、志摩市、伊勢市、玉城町、度会町、大紀町及び南伊勢町→県内） 未就学児（6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者） ・一人親家庭の児童 ・父母のいない児童 *所得制限あり （生活保護受給者は対象外）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
三重県	鳥羽市 (*)	障がい者	80	平成30年9月診療分から受託している障がい者医療について、対象医療機関等を拡大 (鳥羽市、志摩市、伊勢市、玉城町、度会町、大紀町及び南伊勢町→県内) 未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) ・身体障害者手帳1級～3級 ・療育手帳A、B1 ・IQ50以下 ・精神障害者保健福祉手帳1級、2級(通院のみ、2級は半額助成) *所得制限あり (生活保護受給者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和元年 9月診療分
		子ども	81	平成30年9月診療分から受託している子ども医療について、対象医療機関等を拡大 (鳥羽市、志摩市、伊勢市、玉城町、度会町、大紀町及び南伊勢町→県内) 未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) *所得制限なし (生活保護受給者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
		一人親家庭等	82	平成30年9月診療分から受託している一人親家庭等医療について、対象医療機関等を拡大 (鳥羽市、志摩市、伊勢市、玉城町、度会町、大紀町及び南伊勢町→県内) 未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) ・母子家庭又は父子家庭の児童 ・父母のいない児童 *所得制限あり (生活保護受給者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
	志摩市 (*)	障がい者	80	平成30年9月診療分から受託している障がい者医療について、対象医療機関等を拡大 (鳥羽市、志摩市、伊勢市、玉城町、度会町、大紀町及び南伊勢町→県内) 未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) ・身体障害者手帳1級～3級 ・療育手帳A、B1 ・IQ50以下 ・精神障害者保健福祉手帳1級、2級(通院のみ、2級は半額助成) *所得制限あり (生活保護受給者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
		子ども	81	平成30年9月診療分から受託している子ども医療について、対象医療機関等を拡大 (鳥羽市、志摩市、伊勢市、玉城町、度会町、大紀町及び南伊勢町→県内) 未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) *所得制限あり (生活保護受給者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
		一人親家庭等	82	平成30年9月診療分から受託している一人親家庭等医療について、対象医療機関等を拡大 (鳥羽市、志摩市、伊勢市、玉城町、度会町、大紀町及び南伊勢町→県内) 未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) ・一人親家庭の児童 ・父母のいない児童 *所得制限あり (生活保護受給者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
	朝日町 (*)	障がい者	80	平成30年9月診療分から受託している障がい者医療について、対象医療機関等を拡大 (四日市市、桑名市、川越町、朝日町、木曽岬町及び菟野町→県内) 未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) ・身体障害者手帳1級～4級 ・IQ50以下 ・療育手帳A、B1 ・精神障害者保健福祉手帳1級(通院のみ) *所得制限あり (生活保護受給者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
		子ども	81	平成30年9月診療分から受託している子ども医療について、対象医療機関等を拡大 (四日市市、桑名市、川越町、朝日町、木曽岬町及び菟野町→県内) 未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) *所得制限なし (生活保護受給者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
		一人親家庭等	82	平成30年9月診療分から受託している一人親家庭医療について、対象医療機関等を拡大 (四日市市、桑名市、川越町、朝日町、木曽岬町及び菟野町→県内) 未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) ・母子家庭又は父子家庭の児童 ・父母のいない児童 *所得制限あり (生活保護受給者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
三重県	玉城町（＊）	障がい者	80	平成30年9月診療分から受託している障がい者医療について、対象医療機関等を拡大（鳥羽市、志摩市、伊勢市、玉城町、度会町、大紀町及び南伊勢町→県内） 未就学児（6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者） ・身体障害者手帳1級～4級 ・療育手帳A、B1 ・IQ50以下 ・精神障害者保健福祉手帳1級（通院のみ） *所得制限あり （生活保護受給者は対象外）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和元年 9月診療分
		子ども	81	平成30年9月診療分から受託している子ども医療について、対象医療機関等を拡大（鳥羽市、志摩市、伊勢市、玉城町、度会町、大紀町及び南伊勢町→県内） 未就学児（6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者） *所得制限なし （生活保護受給者は対象外）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
		一人親家庭等	82	平成30年9月診療分から受託している一人親家庭等医療について、対象医療機関等を拡大（鳥羽市、志摩市、伊勢市、玉城町、度会町、大紀町及び南伊勢町→県内） 未就学児（6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者） ・一人親家庭の児童 ・父母のいない児童 *所得制限なし （生活保護受給者は対象外）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
	度会町（＊）	障がい者	80	平成30年9月診療分から受託している障がい者医療について、対象医療機関等を拡大（鳥羽市、志摩市、伊勢市、玉城町、度会町、大紀町及び南伊勢町→県内） 未就学児（6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者） ・身体障害者手帳1級～4級 ・療育手帳A、B1 ・IQ50以下 ・精神障害者保健福祉手帳1級（通院のみ） *所得制限あり （生活保護受給者は対象外）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
		子ども	81	平成30年9月診療分から受託している子ども医療について、対象医療機関等を拡大（鳥羽市、志摩市、伊勢市、玉城町、度会町、大紀町及び南伊勢町→県内） 未就学児（6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者） *所得制限あり （生活保護受給者は対象外）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
		一人親家庭等	82	平成30年9月診療分から受託している一人親家庭等医療について、対象医療機関等を拡大（鳥羽市、志摩市、伊勢市、玉城町、度会町、大紀町及び南伊勢町→県内） 未就学児（6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者） ・一人親家庭の児童 ・父母のいない児童 *所得制限あり （生活保護受給者は対象外）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
	大紀町（＊）	障がい者	80	平成30年9月診療分から受託している障がい者医療について、食事療養費を変更し、対象医療機関等を拡大（食事標準負担額を助成→対象外）、（鳥羽市、志摩市、伊勢市、玉城町、度会町、大紀町及び南伊勢町→県内） 未就学児（6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者） ・身体障害者手帳1級～4級 ・療育手帳A、B1 ・IQ50以下 ・精神障害者保健福祉手帳1級（通院のみ） *所得制限あり （生活保護受給者は対象外）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
		子ども	81	平成30年9月診療分から受託している子ども医療について、食事療養費を変更し、対象医療機関等を拡大（食事標準負担額を助成→対象外）、（鳥羽市、志摩市、伊勢市、玉城町、度会町、大紀町及び南伊勢町→県内） 未就学児（6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者） *所得制限なし （生活保護受給者は対象外）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
三重県	大紀町（＊）	一人親家庭等	82	平成30年9月診療分から受託している一人親家庭等医療について、食事療養費を変更し、対象医療機関等を拡大（食事標準負担額を助成→対象外）、（鳥羽市、志摩市、伊勢市、玉城町、度会町、大紀町及び南伊勢町→県内） 未就学児（6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者） ・一人親家庭の児童 ・父母のいない児童 *所得制限あり （生活保護受給者は対象外）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和元年 9月診療分
	南伊勢町（＊）	障がい者	80	平成30年9月診療分から受託している障がい者医療について、対象医療機関等を拡大 未就学児（6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者） （鳥羽市、志摩市、伊勢市、玉城町、度会町、大紀町及び南伊勢町→県内） ・身体障害者手帳1級～3級 ・IQ70以下 ・精神障害者保健福祉手帳1級 *所得制限なし （生活保護受給者は対象外）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
		子ども	81	平成30年9月診療分から受託している子ども医療について、対象医療機関等を拡大 （鳥羽市、志摩市、伊勢市、玉城町、度会町、大紀町及び南伊勢町→県内） 未就学児（6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者） *所得制限なし （生活保護受給者は対象外）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
		一人親家庭等	82	平成30年9月診療分から受託している一人親家庭等医療について、対象医療機関等を拡大 （鳥羽市、志摩市、伊勢市、玉城町、度会町、大紀町及び南伊勢町→県内） 未就学児（6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者） ・母子家庭又は父子家庭の児童 ・父母のいない児童 ・一人親家庭等の母又は父に養育されている児童 *所得制限なし （生活保護受給者は対象外）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
	四日市市（＊）	子ども	81	*令和元年9月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大、所得制限なしに変更、小・中学生の対象医療機関を設定（対象者：6歳→15歳、所得制限あり→所得制限なし、対象医療機関：県内の医療機関等→6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者：県内の医療機関等、小学生及び中学生…四日市市、菰野町、朝日町、川越町の医療機関等） 15歳に達する日以降の最初の3月31日までの者 *所得制限なし （生活保護受給者は対象外）	なし	なし	対象外	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者：県内の医療機関等 小学生及び中学生：四日市市及び菰野町、朝日町、川越町の医療機関等	令和2年 9月診療分
	四日市市（＊）	子ども	81	*令和2年9月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、小・中学生の対象医療機関を拡大（6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者：県内の医療機関等、小学生及び中学生：四日市市、菰野町、朝日町、川越町の医療機関等→県内の医療機関等に拡大） ・15歳に達する日以降の最初の3月31日までの者 *所得制限なし（生活保護受給者は対象外）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
	川越町（＊）	子ども	81	*令和元年9月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大、小・中学生の対象医療機関を設定 （対象者：6歳→15歳（15歳に達する日以降の最初の3月31日までの者）） （対象医療機関等：県内の医療機関等→未就学児（6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者）県内の医療機関等、小学生及び中学生（15歳に達する日以降の最初の3月31日までの者）は、川越町、四日市市、菰野町、朝日町、桑名市、木曽岬町の医療機関等） 15歳（15歳に達する日以降の最初の3月31日までの者） *所得制限なし（生活保護受給者は対象外）	なし	なし	対象	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者：県内の医療機関等 小学生及び中学生（15歳に達する日以降の最初の3月31日までの者）：川越町、四日市市、菰野町、朝日町、桑名市、木曽岬町の医療機関等	令和3年 9月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
三重県	明和町（＊）	障がい者	80	＊令和元年9月診療分より受託している障がい者医療について、対象者を拡大。 （精神障害者保健福祉手帳2級（通院のみ自己負担分の2分の1を助成）を追加） 未就学児（6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者） ・身体障害者手帳1級～4級 ・療育手帳A、B1、B2（IQ70以下） ・精神障害者保健福祉手帳1級（通院のみ） ・精神障害者保健福祉手帳2級（通院のみ自己負担分の2分の1を助成） ＊所得制限あり（生活保護受給者は対象外）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年9月診療分
	鈴鹿市（＊）	障がい者	80	＊令和元年9月診療分から受託している障がい者医療費助成の対象年齢を拡大 （未就学児（6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者）→中学校3年生までの者（15歳に達する日以降の最初の3月31日まで）に拡大） 中学校3年生までの者（15歳に達する日以降の最初の3月31日まで） ・身体障害者手帳1級～3級 ・療育手帳A及びB1 ・精神障害者保健福祉手帳1級（通院のみ） ＊所得制限あり（生活保護を受けている者は対象外）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年9月診療分
		子ども	81	＊令和元年9月診療分から受託している子ども医療費助成の対象年齢を拡大 （未就学児（6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者）→中学校3年生までの者（15歳に達する日以降の最初の3月31日まで）に拡大） 中学校3年生までの者（15歳に達する日以降の最初の3月31日まで） ＊所得制限あり（生活保護を受けている者は対象外）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
		一人親家庭等	82	＊令和元年9月診療分から受託している一人親家庭等医療費助成の対象年齢を拡大 （未就学児（6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者）→中学校3年生までの者（15歳に達する日以降の最初の3月31日まで）に拡大） 中学校3年生までの者（15歳に達する日以降の最初の3月31日まで） ・母子家庭又は父子家庭の児童 ・父母のいない児童 ＊所得制限あり（生活保護を受けている者は対象外）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
	川越町（＊）	子ども	81	＊令和3年9月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、小・中学生の対象医療機関等を拡大 （対象医療機関等：川越町、四日市市、菰野町、朝日町、桑名市、木曾岬町の医療機関等 → 小学生及び中学生（15歳に達する日以降の最初の3月31日までの者）県内の医療機関等 ＊所得制限なし（生活保護受給者は対象外）	なし	なし	対象	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者：県内の医療機関等 小学生及び中学生（15歳に達する日以降の最初の3月31日までの者）：川越町、四日市市、菰野町、朝日町、桑名市、木曾岬町の医療機関等 → 県内の医療機関等	令和5年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
三重県	桑名市（＊）	子ども	81	* 令和元年9月診療分から受託している子ども医療費について、対象年齢を拡大（6歳まで→18歳までに拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年9月診療分
	桑名市（＊）	一人親家庭等	82	* 令和元年9月診療分から受託している一人親家庭等医療費について、対象年齢を拡大（6歳まで→18歳までに拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年9月診療分
	名張市（＊）	子ども	81	* 令和元年9月診療分から助成内容を変更した子ども医療費について、対象年齢を拡大（6歳まで→15歳までに拡大） ・15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年9月診療分
	名張市（＊）	一人親家庭等	82	* 令和元年9月診療分から助成内容を変更した一人親家庭等医療費について、対象年齢を拡大（6歳まで→15歳までに拡大） ・15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年9月診療分
	菰野町（＊）	障がい者	80	* 令和元年9月診療分から受託している障がい者医療費について、対象年齢を拡大（6歳まで→15歳までに拡大） ・15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年9月診療分
	菰野町（＊）	子ども	81	* 令和元年9月診療分から受託している子ども医療費について、対象年齢を拡大（6歳まで→15歳までに拡大） ・15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年9月診療分
	菰野町（＊）	一人親家庭等	82	* 令和元年9月診療分から受託している一人親家庭等医療費について、対象年齢を拡大（6歳まで→15歳までに拡大） ・15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年9月診療分
	御浜町（＊）	障がい者	80	* 令和元年9月診療分から受託している障がい者医療費について、対象医療機関等を拡大（三重県内全域の医科・歯科医療機関及び保険薬局→三重県内全域+和歌山県新宮市の医科・歯科医療機関及び保険薬局） ・6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内+和歌山県新宮市の医科・歯科医療機関及び保険薬局	令和5年9月診療分
	御浜町（＊）	子ども	81	* 令和元年9月診療分から受託している子ども医療費について、対象医療機関等を拡大（三重県内全域の医科・歯科医療機関及び保険薬局→三重県内全域+和歌山県新宮市の医科・歯科医療機関及び保険薬局） ・6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内+和歌山県新宮市の医科・歯科医療機関及び保険薬局	令和5年9月診療分
	御浜町（＊）	一人親家庭等	82	* 令和元年9月診療分から受託している一人親家庭等医療費について、対象医療機関等を拡大（三重県内全域の医科・歯科医療機関及び保険薬局→三重県内全域+和歌山県新宮市の医科・歯科医療機関及び保険薬局） ・6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内+和歌山県新宮市の医科・歯科医療機関及び保険薬局	令和5年9月診療分
	伊賀市（＊）	子ども	81	* 令和元年9月診療分から助成内容を変更した子ども医療費について、対象年齢を拡大（6歳まで→15歳までに拡大） ・15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年9月診療分
	伊賀市（＊）	一人親家庭等	82	* 令和元年9月診療分から助成内容を変更した一人親家庭等医療費について、対象年齢を拡大（6歳まで→15歳までに拡大） ・15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年9月診療分
注	四日市市（＊）	子ども	81	令和3年9月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年9月診療分
	津市（＊）	障がい者	80	令和元年9月診療分から助成内容を変更した障がい者医療について、対象年齢を拡大（6歳まで→15歳までに拡大） ・15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年9月診療分

地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
三重県	津市（＊）	子ども	81	令和元年9月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大（6歳まで→15歳までに拡大） ・15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年9月診療分
	津市（＊）	一人親家庭等	82	令和元年9月診療分から助成内容を変更した一人親家庭等医療について、対象年齢を拡大（6歳まで→15歳までに拡大） ・15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年9月診療分
	亀山市（＊）	障がい者	80	令和元年9月診療分から助成内容を変更した障がい者医療について、対象年齢を拡大（6歳まで→15歳までに拡大） ・15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年9月診療分
	亀山市（＊）	子ども	81	令和元年9月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大（6歳まで→15歳までに拡大） ・15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年9月診療分
	亀山市（＊）	一人親家庭等	82	令和元年9月診療分から助成内容を変更した一人親家庭等医療について、対象年齢を拡大（6歳まで→15歳までに拡大） ・15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年9月診療分
	伊勢市（＊）	障がい者	80	令和元年9月診療分から助成内容を変更した障がい者医療について、対象年齢を拡大（6歳まで→15歳までに拡大） ・15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年9月診療分
	伊勢市（＊）	子ども	81	令和元年9月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大（6歳まで→15歳までに拡大） ・15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年9月診療分
	伊勢市（＊）	一人親家庭等	82	令和元年9月診療分から助成内容を変更した一人親家庭等医療について、対象年齢を拡大（6歳まで→15歳までに拡大） ・15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年9月診療分
	紀宝町（＊）	障がい者	80	令和元年9月診療分から助成内容を変更した障がい者医療について、対象年齢を拡大（6歳まで→18歳までに拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象	県内及び和歌山県新宮市の医療機関等（訪問看護ステーション除く） ※新宮市内は被用者保険分のみ対象	令和6年9月診療分
	紀宝町（＊）	子ども	81	令和元年9月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大（6歳まで→18歳までに拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象	県内及び和歌山県新宮市の医療機関等（訪問看護ステーション除く） ※新宮市内は被用者保険分のみ対象	令和6年9月診療分
	紀宝町（＊）	一人親家庭等	82	令和元年9月診療分から助成内容を変更した一人親家庭等医療について、対象年齢を拡大（6歳まで→18歳までに拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象	県内及び和歌山県新宮市の医療機関等（訪問看護ステーション除く） ※新宮市内は被用者保険分のみ対象	令和6年9月診療分
	志摩市（＊）	障がい者	80	令和元年9月診療分から助成内容を変更した障がい者医療について、対象年齢を拡大（6歳まで→18歳までに拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年9月診療分
	志摩市（＊）	子ども	81	令和元年9月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大（6歳まで→18歳までに拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年9月診療分
	志摩市（＊）	一人親家庭等	82	令和元年9月診療分から助成内容を変更した一人親家庭等医療について、対象年齢を拡大（6歳まで→18歳までに拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年9月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査又は事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
三重県	玉城町（＊）	障がい者	80	令和元年9月診療分から助成内容を変更した障がい者医療について、対象年齢を拡大 （6歳まで→15歳までに拡大） ・15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年9月診療分
	玉城町（＊）	子ども	81	令和元年9月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 （6歳まで→15歳までに拡大） ・15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年9月診療分
	玉城町（＊）	一人親家庭等	82	令和元年9月診療分から助成内容を変更した一人親家庭等医療について、対象年齢を拡大 （6歳まで→15歳までに拡大） ・15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年9月診療分
	川越町（＊）	子ども	81	令和5年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 （15歳まで→18歳までに拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象	県内の医療機関等	令和6年9月診療分
	度会町（＊）	障がい者	80	令和元年9月診療分から助成内容を変更した障がい者医療について、対象年齢を拡大 （6歳まで→15歳までに拡大） ・15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年9月診療分
	度会町（＊）	子ども	81	令和元年9月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 （6歳まで→15歳までに拡大） ・15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年9月診療分
	度会町（＊）	一人親家庭等	82	令和元年9月診療分から助成内容を変更した一人親家庭等医療について、対象年齢を拡大 （6歳まで→15歳までに拡大） ・15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年9月診療分
	南伊勢町（＊）	障がい者	80	令和元年9月診療分から助成内容を変更した障がい者医療について、対象年齢を拡大 （6歳まで→18歳までに拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年9月診療分
	南伊勢町（＊）	子ども	81	令和元年9月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 （6歳まで→18歳までに拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年9月診療分
	南伊勢町（＊）	一人親家庭等	82	令和元年9月診療分から助成内容を変更した一人親家庭等医療について、対象年齢を拡大 （6歳まで→18歳までに拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年9月診療分
	木曽岬町（＊）	障がい者	80	令和元年9月診療分から助成内容を変更した障がい者医療について、対象年齢を拡大 （6歳まで→18歳までに拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年9月診療分
	木曽岬町（＊）	子ども	81	令和元年9月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 （6歳まで→18歳までに拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年9月診療分
	木曽岬町（＊）	一人親家庭等	82	令和元年9月診療分から助成内容を変更した一人親家庭等医療について、対象年齢を拡大 （6歳まで→18歳までに拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年9月診療分
	大紀町（＊）	障がい者	80	令和元年9月診療分から助成内容を変更した障がい者医療について、対象年齢を拡大 （6歳まで→18歳までに拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年9月診療分
	大紀町（＊）	子ども	81	令和元年9月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 （6歳まで→18歳までに拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年9月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
三重県	大紀町 (*)	一人親家庭等	82	令和元年9月診療分から助成内容を変更した一人親家庭等医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 9月診療分
	鈴鹿市 (*)	障がい者	80	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (年齢:15歳まで→18歳までに拡大) ・身体障害者手帳1級～3級 ・療育手帳A及びB1 ・精神障害者保健福祉手帳1級(通院のみ) *所得制限あり(生活保護を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和7年 4月診療分
	鈴鹿市 (*)	子ども	81	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (年齢:15歳まで→18歳までに拡大) *所得制限なし(生活保護を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和7年 4月診療分
	鈴鹿市 (*)	一人親家庭等	82	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (年齢:15歳まで→18歳までに拡大) ・母子家庭又は父子家庭の児童 ・父母のいない児童 *所得制限あり(生活保護を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和7年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。